

令和2年2月定例総会

令和2年2月6日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第11回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年2月6日(木) 午後4時00分から4時50分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第四会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号	農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第2号	農地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第3号	非農地証明の審議について
議案第4号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農業係長	出口 直人

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、2月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日の遅刻欠席はありません。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取

議案第3号 非農地証明の審議について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

4番 橘 委員

1番 黒原委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

それでは

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

担当者の報告を求めます。

担当者
(出口)

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議についての申請番号1-094~1-100について、ご説明いたします。

今回の内容としましては、先に12月1月で審議していただきました、下益野地区の件の続きになります。下益野地区で、担い手との農地中間管理権の設定を予定しておりまして、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で利用権の設定を行うものです。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社で、認定所在地は記載のとおりです。合計13筆で、19,107㎡となります。地目は田になります。始期につきましては、令和2年2月11日から令和12年2月10日までの10年となっております。作物については、すべて水稻となっております。

賃料等については、各筆記載のとおり、支払い方法は口座振込となっております。

議案書別冊2ページに航空写真を貼付しております。明るい青色の印が既に利用権の設定が完了している農地になります。それ以外の、赤とかピンクとか黄色とかが今回協議していただく農地になります。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員 　　事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手の上お願いします。

　　　　　何かありませんか。

委員 　　ありません

議長 　　何かないろうかね。

池委員 　　もう、浜益野は今回で水稲やる人がおらんけんね1人も。今回の利用権設定で1人辞めたけん。

議長 　　その他に意見はないですか。

委員 　　ありません

議長 　　ないようですので、これより採決に移ります。
議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

　　　　　挙手全員であり、本件は議案のとおり承認いたします。

　　　　　それでは、続いて
議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取 を行います。
担当者の説明を求めます。

担当者
(出口) 　　議案書4ページをお願いいたします。議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について、ご説明します。
　　　　　対象の農地としましては、議案書3ページの整理番号1-094～100までのうち1-98を除いた農地になります。農事組合法人三崎が対象になります。
　　　　　全体として、借受人(農)三崎で耕作を行う面積が221,871㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用券設定する面積が13,059㎡となっております。
　　　　　4ページの配分計画の右手中ほどに選定する権利等というところで、始期が空欄となっておりますが、今回の配分計画(案)を農業公社に送付し、知事の公告があつてから、機構が借りている残りの期間のまでとなるため、空白にしています。

中央下段に借受選定理由書を付けさせていただいております、市内で中間管理事業を通して、農地集積を進めたいと手を挙げられている方の、受け手の一覧を載せております。この中で1の基本事項への適合から検討して、○が多い方を優先順位として配分したいということになっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。借受人が宗呂上の〇〇さんで、耕作を行う面積が64,911㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用券設定する面積が6,048㎡となっております。

中央下段に借受選定理由書を付けさせて頂いておりますので、ご確認ください。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

ありません。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手の上お願いします。

1号議案とセットみたいになってますが、気が付いたことがありましたら。

案のとおりでえいですか。

ないですか。

委員

ありません

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案のとおり配分することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて

議案第3号 非農地証明の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第3号 非農地証明の審議について ご説明いたします。
議案書6ページをお願いします。

申請番号21番、申請人及び申請地の所在地番は記載のとおりです。全部で9

筆あります。面積は9筆合計で2,699㎡となっております。

申請地は、所有者である申請人の父が40年以上前に耕作を辞め、山林・原野化が進み現在に至っております。申請地のうちホトカ谷山2819番6の304㎡というのが一番下にありますが、それ以外の8筆につきましては農用区域内の農地であったため、令和元年7月の定例総会におきまして、非農地判断を前提とした農用地からの除外の審議を行い、承認をいただいた後、除外手続きが令和元年10月1日の告示をもって完了しております。

農用区域外であった2819番6につきましても、現況は同じような状態ですので、今回併せて非農地の申請がありました。

議案書7ページ以降に申請地の位置図と現況写真を掲載しております。

現地確認は申請人立会のもと、除外申請の前に行っておりますので、除外の審議の際にお示した写真と同じものとなっております。今回新たに上がったホトカ谷山2819番6については、議案書9ページの下段に写真がありますが、2819-311の南側に隣接した土地で、同様に林地化しております。

以上の9筆について、市の非農地基準に照らして、非農地証明の交付は妥当と判断しますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

山本委員

昨年、事務局と一緒に現地に確認に行ってきました。もう、何十年も作られていない感じで、耕作するのは不可能なところでした。

9ページのところの写真の右上にナバナが写ってますが、今年は作ってますが、来年から農業をやめるそうです。今作ってる人も作らないそうです。

事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手の上お願いします。

横山委員

農地パトロールなどで、度々行って荒れちようのはよく分かっておるのですが、岡ノ下タの1620番のこの、ナバナの植わってるとこの、そこら辺りだけちょっと隣がナバナ植えちようことで問題になるがやないかと思うちようがですが、どうでしょうか。

山本委員

先ほども言いましたけど、今、ナバナを作りよう人は来年度から農業をやめて、出稼ぎに行くそうです。もう、一切農業をやめて作らなくなるので、その後作ってくれる人もいないので問題はないと思います。

事務局
(中山)

すみません。事務局からも、補足させてください。

岡ノ下タの1620番ですけど、これ、同じ写真を7月の定例会でも掲載しており

まして、非農地判断を出すという前提で除外していただいた土地ではありません。で、ここの土地なんですけど、もう、何十年も作ってないというところで、隣で作物を作ってる方がいらっしゃいましたけれども、営農としてはこれまで出来ていたということと、ここの横の道がですね、すごく狭くて行き違いができないそうです。それで、もし非農地が通ったあとには、1620の一部を少し土を入れて、行き違いができるように退避スペースを作りたい。ということで要望を受けておりまして、その件につきましては、地権者と、あと、地区長さんなどが間に入って、ちょうど工事の残土があるので、土を入れたいという要望を受けております。もちろん、非農地が通ってからの着工にはなる予定です。

中山委員　　すみません、この中で1620番はそのナバナ作っちょう土地ですか。それとも荒れちょう土地ですか。

事務局
(中山)　　荒れている方です。右側の。

中山委員　　荒れちょう方、右側の。ナバナ作っちょうとは違うがですね。

議長　　その他ありませんか。

橘委員　　その1620番地ですね、なんか作ろうとしようがやろうか。道を作るゆうがやけんど。

事務局
(中山)　　車が2台行き違えれないので、退避スペースもないそうなんです。なので、ずっとバックで道が広いとこまで下がったりしてるみたいで、地元の方たちも不便なので、丁度ここを少しだけ広げるように土を入れたいという要望があって、区長さんなりに話をして、もしそれでできるなら土を入れたいね。という話をしているみたいです。まあ、非農地が通らないとできないので、7月ぐらいから除外の審議をしていただくなかで、非農地出しても良いだろうということで除外をしていただいていると思いますので、今回上げさせていただきます。

山本委員　　この細い道の先には、ショウガ農家さんがショウガを植えていたり、木を切ってそれを運んでいる人がいたり、お宮というか神社というか、なんか小さい祀ってるものがあるって、地元の人が参拝に行ったりとかする道なので、広げた方が安全だということで、溝もあるがですけど、そこも埋めてみんなが通れる道にしたいという話が出ていました。

中山委員　　ちょっといいですか。この今の写真の、右側の左側写真の道路がついてるとこありますよね、この道路からいうたらこの土地はどっちになるがですか。
1620の地番はこの荒れちょうとこでしょ。その、左側の写真なかで、道路が写っ

ちょうですよ、それは、この位置でどの位置になるがですか。

事務局
(中山) これが、ここの角ですね。

宮上委員 中学校の方やね。

中山委員 この写真でいうたら道路の側はこれになるろう。

事務局
(中山) そうです。この上にナバナがあって、ここがこの角ですね。上から見ると、これなので、8ページの左下の写真を見ていただくと航空写真で…。

中山委員 これが市道か。

事務局
(中山) そうです。行き違いができるぐらいに土を入れて。

中山委員 あっ、ナバナここに植えちようということですか。

宮上委員 ショウガの方に行くところの一番手前か。

山本委員 そう、この道路のこっち側が中学校になるがです。こっちからこう来たら…。

中山委員 分かりましたか。位置は分かりましたかね。妙に写真で見たら、ナバナが隣に植わっちようように見えるけん非農地になりにくいいうあれもあるけん、この8ページの写真を見たら、その上側になるところがナバナが植わっちよういうとこです。位置分かりましたかね。

議長 その他意見はありませんか。

他に意見はありませんか。

横山委員 面積がすごいようけ、一番ようけのとこやか、ほんじゃけんど、まあ、それにしても、さっきも言うたけんど、農地パトロールとかで、荒れちようがもよう分かっちようし、担当の委員さんが大丈夫いうことやけん。もう、良いがやないがですか。

議長 他に何かありませんか。

山本委員 私も、どうにかして農地にする方法を考えよったがですけど、できるがはただ一つで、ショウガ農家さんが入ることしかないがですよ。ショウガ農家さんが入ってやったら、できんことはないかもしれないんですが、ショウガ農家さんからしたら

狭いんですよね、これだけをしてくれる可能性はないので、個人の農家では不可能です。

上野委員 この辺ではショウガは作りよらん。

山本委員 作ってます。ショウガ農家さんが入って来て、結構ある程度耕作放棄地みたいなところを作ってますけど、全員が貸していないので、歯抜けのようになっています、ここは作っていて、こっちは荒らしてみたいな形で作ってますけど、ここだけの、少しだけのスペースところに作ることはなくて、続きやったら多分作ってくれる可能性もあるがですけど、ちょっと不可能です。

上野委員 ショウガ農家も狭い面積ではね。

山本委員 はい、相手にしてくれません。

議長 他にないですかね。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。原案どおり承認いたします。

それでは次に移ります。

議案第4号 その他の件について

農作業料金・農業労賃に関する調査の回答について

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料をお配りします。

(中山) 皆さん、お手元に資料が行き渡りましたでしょうか。

それでは、農作業料金・農業労賃に関する調査の回答について 事務局からご説明させていただきます。

先月の定例総会において、調査票をお渡しして調査についてお願いしていたんですけども、回答していただいた委員の皆様ありがとうございました。取りまとめまして今回案を作らせていただいています。

内容なんですけども、去年度までの回答と、今回皆さんからいただいたものの平均を取ったりとか、平均を全部取ってるわけでもないですけども、ある程度集約したものが、今お配りしたものです。

で、そこまでのばらつきがなかったのも、大体の金額を入れることができたんで

すけれども、ばらつきがあったのが、ローマ数字のIV、ちょうど真ん中の一番大きい表のところなんですけど、農業臨時雇用賃金、農作業一般の一般軽作業というところがあると思います。その男女なんですけど、その男女がちょっとばらつきがありました。男性は大体8,000円、一時間1,000円ぐらいの回答を皆さん書いてくださってたんですけど、まあ、ちょっとこう差はありますけど、女性の方が6,500円とか7,000円とか、同じ時間であっても安い人が回答の中でありまして、で、それは本当だったら、そのまま出したらいんですけど、この回答案で同じ8,000円にしてる理由についてなんですけど、通常一般作業・軽作業と言ったら、男性女性関係なく、大体スピードも同じなのかなと思います。

例えば、重労働であったり、重たいものを持つとか、力仕事とかやと男性の方が効率がいいので、男性の方が金額が高いのかな、というところはあるんですけども、ここにある一般軽作業というのは、誰がやっても同じような作業ということで、同じぐらいの金額が入るのではないかと事務局で考えたので、同じ金額を入れたというところなんです。

皆さんの回答の中では、同じ時間でも差があったりする方もいらっしゃったんですけど、ここでいう金額の差というのは、仕事の内容の差というところがあるのかな、と思って、そこを委員の皆さんにお聞きしたいなと思っております。

どうでしょうか、たとえば山本委員の男女で差があるんですが、同じ作業でしょうかね。

山本委員

一般作業はどこまでが一般作業か、例えば、男性の方は管理機を使ったりとか、トラクターの資格を取ってもらって乗ってもらったりとか、機械の操作もできるんですが、女性の方は職場から機械の資格を取りに行ってくださいとか言う指示もないですし、手作業の作業が主なので下を付けてます。

事務局
(中山)

作業内容が違うので賃金に差があるということですね。
岡崎さんは同じ金額を入れてくださってましたけど、これは全く同じ作業についてですか。

岡崎委員

これは、ふぁー夢宗呂川の料金で私が書いたがですけど、一応規約で決めてまして、組合員もそれ以外の人も、作業はオペレーターも全部、時間1,000円で決めてましたので、それで書きました。

議長

あのね、僕ん聞いたがはね、男の人はトラクターに乗ってくれ、軽四でどっか行ってくれ、肥料取りに行ってくれという作業が考えられる。女の人の場合はトラクター乗ってくれとか、肥料まいてくれとかなんとかいうそういう作業には……。そればかりの作業ではないけど、男の人の場合はそういう仕事ができるから、賃金がちょっと、という話でした。農家に聞いたがね。

岡崎委員　　まあ、ふぁー夢はですね、女の人雇うて田植え作業とか、その場合来てもらうて、男も女もなし、作業は女の人の方が能率が上がる仕事もありますし、機械は機械でオペレーターとか、そういう機械をよう使わん人もおりますけど、雇う時点であんまし差を付けたらたいそくなるがやないかということで、役員と総会で決定して男女で差がないようにしています。

事務局
(中山)
池委員　　はい、ありがとうございます。

池委員　　まあ、作業内容にもよるがやろうけど、例えば、僕はみかん等が出したけど、これは直接聞いたわけで、男性の時には防風林の手入れとかいうようながで、この上の金額ながやけど、収穫、選果やと女性の方のこの金額。

岡崎委員　　果樹とかの収穫とかやと、アンケートには間に合いませんでしたが。ある方に聞いたら、シルバーを雇いよう、シルバーは7,000円ですかね日当。それで雇いよる人もいるのを確認しました。

事務局
(中山)
岡崎委員　　シルバーさんは7,000円ですかね。作業内容によって違うんですかね。

岡崎委員　　シルバーは7,000円で、手数料がなんぼかいる。

池田委員　　一般は7,000円で、草刈りとか機械が必要な仕事は8,000円で、その内機械代が1,000円。作業代は7,000円。

事務局
(中山)
議　長　　それでは、シルバー代金は7,000円で良いですかね。
あと、みかんの収穫のところは男性8,000円女性6,500円になってますが、これはかまんですかね。こんなもんですかね。

議　長　　みんな農家さんに聞いたがやろ、確認しちようがやろ。

事務局
(中山)
岡崎委員　　地域によって多少違うのかもしれませんが。池さんが書いてくれちよったがは多分女性の方で6,500円。岡崎さんが聞いてくれちよったかが男性の方で8,000円だったのでそのまま書いたんですけど。

岡崎委員　　作業の内容とか、作業の能率とか、人によって差をつけています。

議　長　　まあ、能力給やの。

事務局
(中山)
岡崎委員　　そしたら、事務局で作った案に対して、ちょっとおかしいところとかがあったら、正式に回答を出したいので、指摘していただきたいんですけども。

議長

今言うた、男の人と女の人との差はそういうところにあると認識しちよったら。

事務局
(中山)

同じ作業とした場合は、同じ金額になると思うんですよ。軽作業とか誰にでもできることやったら、なので、もう一回ちょっと先ほど説明した一般軽作業のところについては、作業内容が違うという前提でもかまんやろうかということ聞いてみますので、それでかまんということやったら、女性の方は大体平均で7,000円とかやったので、内容が違うということで、金額を下げてから回答するのもありなのかな、とは思っています。

あと、みかんのところは、それぞれ作業が摘果とか、収穫・選果と分かれてますので、これは男女間の差というよりは、個人個人の能力の差というか、そういうことになるのであれば、金額は男女で分けたらおかしいのかな、というのがあって、男性の方は収穫作業でも運ぶのとか、女性よりか作業が多いので高いんだという理由があれば差があってもかまんのかな、と思うんですけどどうでしょうかね。

案全体に対して、他の部分でもかまいませんけど。

山本委員

すみません、うちの場合は、軽作業は能力給なのですごい個人差があります。4,000円、5,000円にしかならん人がおったら、日に10,000円の人もおるし、すごい差があって、それを一緒にしたらみんなやる気がなくなるがですよ。できる人がしんどくなって、そういう風な差をつけています。

それで、農家の場合は特例法でそういうがでもかまん、ということで、そういう形を取っております。

事務局
(中山)

その、大体の平均を取ったらこれぐらいになるのかな、というところの値を出したくて、これ全国で統計みたいにするので、清水という地域的に見て、これはちょっと高すぎるとか、安すぎるとかいうところがあったら、できるだけ直したいと思ってるんですけど。

岡崎委員

先ほどふぁー夢の分を出しちよったがですけど、女性も男性も一緒ということでふぁー夢だけかもしれないので、作業のできるできんにしてもろうた方が、うちだけかもしれないので。他には把握しておりませんので。

議長

僕が聞いたところは、能力給やいうた。女の人でも。

橘委員

かまいませんか。ハウスの場合軽作業、一般作業、重いものとか担いだりせんけんどもね、普通の吊り下げとか軽作業で7,000円ぐらいだと思います。

事務局
(中山)

作業内容が違うという前提で7,000円書いちゃっていいですかね。もしこれが同じ作業や言うことになったら合わさせていただきますけど、作業内容が違うので、中身が違うのでということで良いですか。

それでは、女性の方は8時間7,000円に直します。

議長

それでは事務局の案で農業委員会として提出してよろしいですか。

委員

はい。

事務局
(中山)

ありがとうございます。毎年この調査ありますので、また来年もお願いします。

議長

次回開催日について

次回の定例総会は、令和2年3月6日(金)午前10時から
会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他何かありませんか。

税務課より調査のお願いがあるそうです。

税務課担当者より、説明があるそうです。お願いいたします。

税務課
(榊原)

皆さん、すみません。税務課の固定資産係の榊原といいます。また、こちらに土地担当の池と岡野の3名で来させていただきました。

すみません、総会の終わりで忙しいところ時間を取らせていただいて、ありがとうございます。今ですね、封筒をお渡ししまして、中を見ていただきたいんですけど、令和元年度の土佐清水市、基準・標準田畑の売買価格調査のお願い。ということで、ちょっと時間を取っていただきました。

こちらはですね、固定資産税は3年に一度、評価替えというものがあります。それでですね、市町村間での評価・均衡を保つことを目的とした調査、ということになるんですけども、お手元の配布資料のこの調査票という2枚目につけておるんですけども、可能な範囲で結構です。委員さんの住所とかいろいろあろうかと思いますが、市の方で基準の田畑を設定しておりまして、こちらの①から⑧、左側なんですけれども、例えば所在地が下ノ加江、また下益野、宗呂甲から最後は貝ノ川の方まで、それぞれですね令和元年度の一反あたりの1,000㎡、こちらですね、例えば、仮に売買するのであったらどれぐらいの金額、こちらの土地に関して、であれば参考にとということで、教えていただきたいと思ひまして、お願いになります。

で、右側にですね、3年ごと、19年から22年、また28年までの最高の金額と最低の金額ということで、かつても3年前にも、ひょっと、こちらの委員さんで変わりが無い方は、こういう調査ご協力いただいておりますんじゃないかと思ひます。

で、また一番下の方には備考欄に記載例があります。ひょっと田畑の売買が少ないというので、前回の調査よりも、大体これぐらい50,000円ほど減額になるのではないかと、いったような記載例となりますけれども、そういったことも参考に

記載していただけたらという風に思っています。

あと、一番最後の3番目にですね、それぞれの標準・基準田畑の大体のこういう形でしるしを付けておりますけども、売買をするには大体これぐらいの金額になるのかな。という大体の金額で結構ですので記載していただいて、同封しております返信用封筒に入れていただきまして、2月の20日ごろまでをめぐりに郵便ポストの方に投函していただきたいということで、調査依頼ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

下ノ加江とか他の地区は分らんけど、自分の地区だけでかまんかね。

税務課
(榊原)

わかる範囲で結構です。

記入者名のところ書く欄がありますので、そちらの方も忘れずにお願いします。以上、税務課からのお知らせとお願いです。よろしくお願ひします。

議長

他に何かありませんか。

ないようですので、これで2月定例総会を閉会します。